

第3章 対策の基本項目

青梅市行動計画では、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する」および「市民生活および経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、次の7つの基本項目に分けて、対策を定める。

- (1) サーベイランス・情報収集
- (2) 情報提供・共有
- (3) 住民相談
- (4) 感染拡大防止
- (5) 予防接種
- (6) 医療
- (7) 市民生活および市民経済の安定の確保

1 サーベイランス・情報収集

サーベイランスとは、疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視する（感染症法等にもとづいて行われる感染症の発生状況の把握および分析も含む）ことをいう。

サーベイランスを通じ、新型インフルエンザ等に関する様々なデータを系統的に収集、分析し、また、その結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要であるため、市は、都や医療機関等と連携し体制を強化する。

【海外発生期から都内発生早期の段階】

海外発生期から都内発生早期の段階までは、情報が限られていることから、患者の臨床像等の特徴を把握する。

【都内感染期の時点】

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された都内感染期の時点では、患者の全数把握はその意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、重症患者を中心とした情報収集に切り替える。

また、新型インフルエンザ等対策の実施において、サーベイランスで得られる情報だけでなく、国および都等からワクチンの開発にかかる情報など、最新の情報を得ることが重要であることから、積極的に情報を収集し集約を図る。

2 情報提供・共有

情報提供および情報共有は、危機管理に関わる重要課題になるとの観点から、市は、新型インフルエンザ等に関する情報を、市民および関係機関等へ各発生段階に応じて適切に提供する。また、わかりやすい情報提供に努め、情報の共有を図ることで、市民および関係機関等が十分な情報を基に、適切な判断・行動がとれるよう促す。

(1) 情報提供手段の確保および情報集約体制の整備

受け手に応じた情報提供のため、市の広報やちらし、ホームページなど、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容を、できる限り迅速に情報提供を行う。

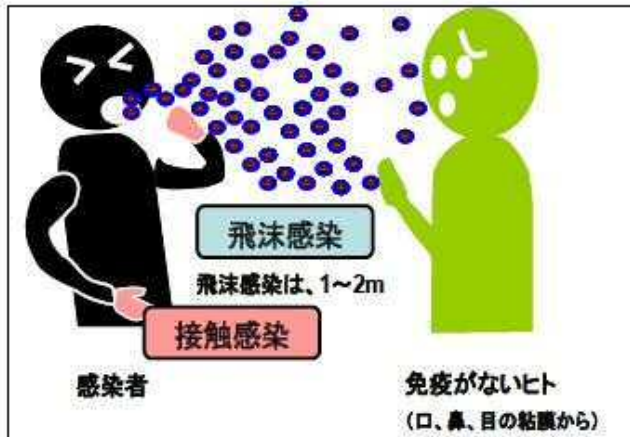
また、情報提供に当たっては、市民に対し提供内容を集約して一元的に発信する体制を構築し、適時適切な情報の共有化を図る。さらに、コミュニケーションは、必要に応じて情報の受け手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。また、関係機関や管内施設に対しては、あらかじめ連絡体制や連絡方法を定めておく。

(2) 平常時における情報提供

未発生期から、新型インフルエンザについての正しい知識と適切な予防策について周知を図り、市民一人ひとりの感染予防策が習慣化されるよう、情報提供を実施する。

《参考1》 感染予防策

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染（*1）」と「接触感染（*2）」であり、その予防には手洗いや咳エチケットなどが有効な対策である。



出典：「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（東京都）

（*1）飛沫感染：

感染した人が咳やくしゃみをすることで、排出するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

（*2）接触感染：

皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触による感染する経路を指す。

《参考2》 咳エチケット

○咳・くしゃみが出る時は、他の人にうつさないためにマスクを着用する。マスクを持っていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1m以上離れる。

○鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨てる。

○咳をしている人にマスクの着用を促す。

※咳エチケット用のマスクは、薬局やコンビニエンスストア等で市販されている不織布（ふしよくふ）製マスクの使用が推奨される。

※マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用する。

出典：「平成25年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」（厚生労働省ホームページ）

手を洗いましょう。

手洗い前の準備

- 爪は短く切ってますか？
- マニキュアは塗っていませんか？
- 時計や指輪をはずしていますか？

Check!



汚れが残りやすいところ

- 指先
- 指の間
- 親指の周り
- 手首
- 手のしわ

①手のひらをよくこする



②手の甲をのばすようにこする



③指先・ツメの間を念入りにこする



④指の間を洗う



⑤親指と手のひらをねじり洗いする



⑥手首も忘れずに洗う



その後、清潔なタオルでよく拭き取って乾かす

感染症についてのご相談はお気軽にどうぞ！

西多摩保健所 Tel.0428(22)6141

出典：東京都西多摩保健所ホームページ

(3) 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供

市内における感染状況、予防策および発生段階に応じた適切な医療機関の受診方法について、市民に対し迅速に情報提供する。

また、発生時の情報提供に際しては、感染者への誹謗・中傷や、感染が確認された地域への風評被害が起きないように十分留意する。

(4) 報道発表

広く、迅速な情報提供を図るためには、報道機関の協力が不可欠である。そのため、新型インフルエンザ等の発生時には、各部署における情報を集約化し、一元的に管理する。

なお、公表する情報については、国や都に準ずるが、青梅市個人情報保護条例にもとづく個人情報保護の観点から、個人が特定されないよう配慮する。

(5) 庁内における情報共有

市の役割として、市民の不安を少しでも軽減し、市民の協力を得て感染症拡大を抑制するとともに、限られた医療資源を有効に活用するため、正確な情報を迅速かつ遺漏なく提供する必要がある。

都や国から提供される情報は、複数のルートで平常時と同様、各部門に行われるため、どのような情報が通知されているかについて、庁内で情報共有を図る必要がある。このため、新型インフルエンザ等発生時に各部門が、通知された文書や市民に発出すべき文書を情報共有できるよう環境を整備する。さらに、庁内での会議により情報共有を行う。

(6) 医療機関等との情報共有

新型インフルエンザ等対策の実施においては、特に医療機関等との連携が重要であるため、平常時から情報の共有化を図る必要がある。

そのため、都と連携し、二次保健医療圏における感染症地域医療体制ブロック協議会等において、感染症指定医療機関や感染症診療協力医療機関、感染症入院医療機関との連携体制の構築を図り緊急時情報連絡体制を整備する。

(参考) 国および都の制度において指定・登録する医療機関

<感染症指定医療機関> (国)

感染症法に規定された感染症(一種、二種、新型インフルエンザ等、指定感染症又は新感染症)に罹患した患者の入院医療を行う医療機関。

<感染症診療協力医療機関> (都)

感染症患者又は感染症が疑われる患者の受入体制を有し、診断確定に至るまでの経過観察を行う医療機関(必要に応じて1~2日間程度の入院扱いを含む。)。新型インフルエンザ等の海外発生時には、都の要請にもとづき、新型インフルエンザ専門外来(政府行動計画における「帰国者・接触者外来」に該当。)を設置する。

<感染症入院医療機関> (都)

都内感染期に新型インフルエンザ等による入院患者を積極的に受け入れるために、都があらかじめ登録した医療機関。感染症入院医療機関では病床・病棟等の利用計画、感染拡大防止策、診療継続計画(BCP)等を定めている。

(7) その他関係機関等との情報共有

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって相互に連携協力する必要があることから、平常時から情報の共有化を図り、発生時に緊密な連携がとれる準備を進める。

3 住民相談

新型インフルエンザ等の発生による、市民の不安を解消し適切な感染予防策を促すため、国、都等から得られた情報により相談に応じられるよう相談体制を整える。

(1) 新型インフルエンザ相談センター（都相談窓口）

保健所は、発生後速やかに新型インフルエンザ相談センター（以下、「相談センター」という。）を設置する。

海外発生当初は、主に発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のため、受診先の医療機関の案内や受診時の注意事項等についての説明を行う。

夜間・休日に関しては、都が指定する場所において相談センターを設置し、24時間対応とする。（状況に応じて相談体制の規模が変わる）

(2) 市相談窓口

国内感染早期から都内感染期にかけては、相談センターに問合せが多く寄せられることが予想される。

そのため、市は、国、都からの要請にもとづき、国、都等から配布される新型インフルエンザ等に関する質疑応答集などを活用し、窓口や電話において一般的な問合せに対応し、適切に情報提供を行い、必要に応じ関係機関に取り次ぐなどの役割を果たす。

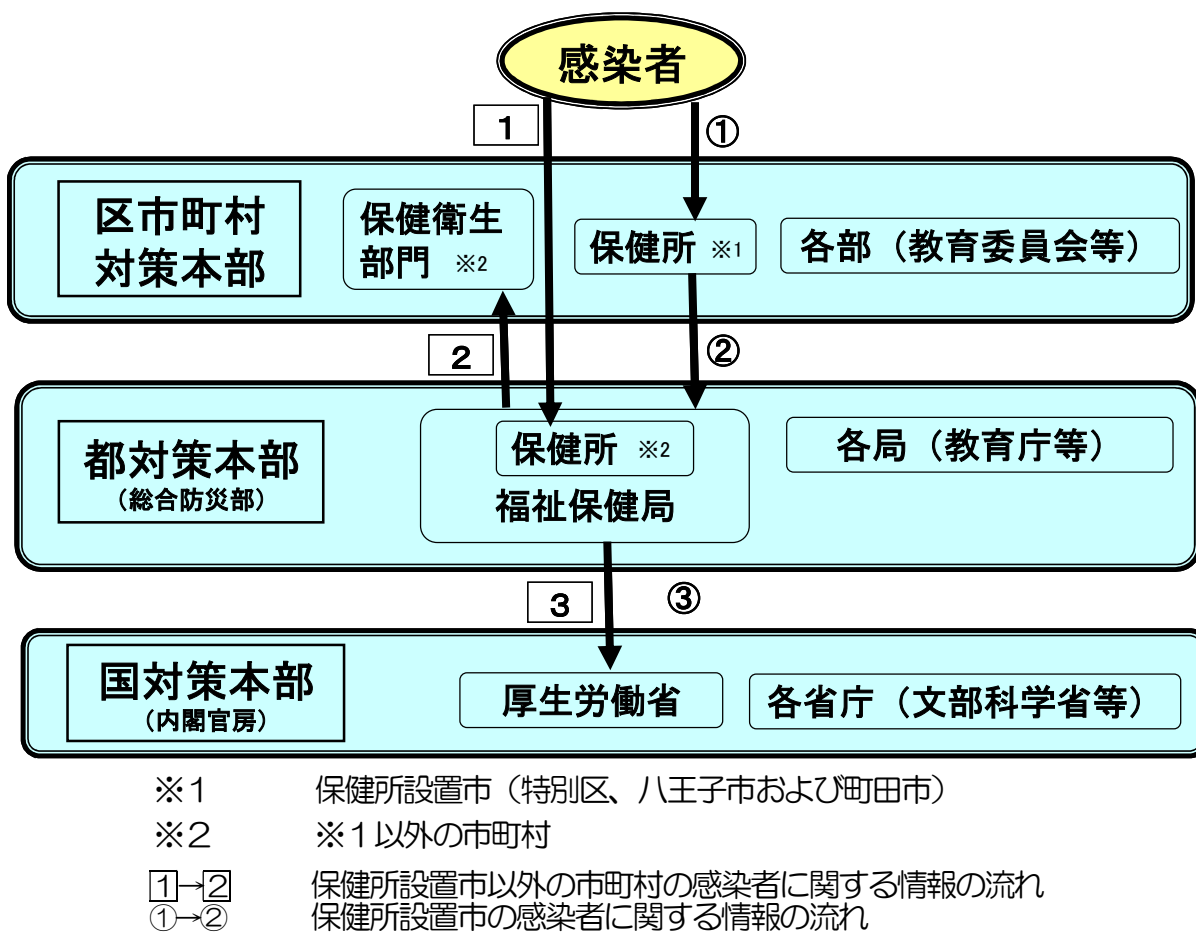
(3) その他の相談

国内感染早期から都内感染期にかけては、問合せが多く寄せられることが予想されるため、国、都等から配布される新型インフルエンザ等に関する質疑応答集などを活用し、市の各部においても、一般的な問合せに対応する。

また、都や国の各部門から提供された情報に伴う所管施設等からの相談については、各部門が主体となり適切に対応していく。

特に、国が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合には、特措法にもとづき、都知事による外出自粛の要請や事業者に対する施設の使用制限など要請・指示される場合がある。この場合、市における施設の閉鎖や各種のイベント等の休止・中止もなされることがあるため、これらへの問合せと同時に、新型インフルエンザ等に関する一般的な問合せにも対応できるよう体制を整備する。

図4 〈新型インフルエンザ等に関する感染症に関する市町村との情報の流れ〉



4 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで医療提供体制の整備に要する時間を確保し、患者数の急激な上昇を抑え、既存の医療資源、医療体制への負担を最小限に留めることを目的とする。

(1) 個人における感染拡大防止策

広く市民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染予防策の注意喚起や予防接種の感染予防策を行う。

また、必要に応じ、不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。

さらに、以下のように海外発生期から都内発生早期と、都内感染期では、発症した場合の対応が異なることを周知する。

〈海外発生期から都内発生早期〉

都内発生早期までの段階で、感染した疑いがある者は、万が一新型インフルエンザ等に感染した場合、待合室等で他者に感染させてしまうおそれがあるので、まず、相談センターに相談し、指定された医療機関で受診する。

患者が発生した場合には、保健所が当該患者に必要な応じ、速やかに感染症法にもとづく入院勧告を行い、感染症指定医療機関等で適切な医療を提供するとともに、患者家族・同居者その他の濃厚接触者を迅速に把握し、健康観察、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与および感染を広げないための保健指導等を行う。

〈都内感染期〉

都内感染期の段階では、原則として一般の医療機関で新型インフルエンザ等の診療を行うこととなる。医療機関を受診するときは、マスクを着用又は咳エチケットを心がけ、周囲に感染させないように配慮する。

(2) 学校等における感染拡大防止策

ア 学校

学校については、児童や生徒に集団発生する可能性があるなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、発熱や咳、全身倦怠感などの症状があれば、登校しないなどについて、注意喚起することが重要である。

都内発生早期における新型インフルエンザ等の疑い又はより患していると診断された児童・生徒への対応については、西多摩保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、市教育委員会や校医との連携により、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、必要に応じて臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講じるとともに保健所に報告する。

同じ地域内での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛および臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。これらの対応は、都からの要請にもとづき実施する。

イ 学童保育所

学童保育所については、児童の集団発生する可能性があるなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、発熱や咳、全身倦怠感などの症状があれば、通所しないなどについて、注意

喚起することが重要である。

都内発生早期では、新型インフルエンザ等の疑い又はより患っていると診断された児童への対応については、西多摩保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、医師との連携により、児童へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、児童の健康観察、必要に応じて臨時休所などの措置を講じる。

同じ地域内での流行が確認された場合は、施設内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、行事の自粛および臨時休所を行うなどの感染拡大防止策を講じる。これらの対応は、国の基本的対処方針や都からの要請等にもとづき実施する。

ウ 幼稚園・保育施設等

幼稚園および保育施設等については、園児の集団発生する可能性があるなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、発熱や咳、全身倦怠感などの症状があれば、登園しないなどについて、注意喚起することが重要である。都内発生早期の段階において、新型インフルエンザ等の疑われる園児については、接触者の健康管理に努めるとともに、市や園医との連携により、園児へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、園児の健康観察、必要に応じて臨時休園などの措置を講じるとともに、幼稚園および保育所については保健所に報告する。

同じ地域内での流行が確認された場合は、施設内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、行事の自粛および臨時休園を行うなどの感染拡大防止策を講じる。これらの対応は、国の基本的対処方針や都からの要請等にもとづき実施する。

エ 高齢者・障害者等の社会福祉施設

市は、高齢者・障害者等の社会福祉施設についても、利用者および施設職員等の感染予防策の励行等の健康管理、当該感染症の症状がある者の出勤制限や施設利用制限、受診勧奨等の感染拡大防止策を、国の基本的対処方針や都からの要請等にもとづき実施する。

これらについては、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて行う。

5 予防接種

新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にするため、特措法にもとづき、市が実施する予防接種には、特定接種と住民接種の2種類がある。これら予防接種は、ワクチンを接種することにより、個人の発症や重症化を防ぐことであり、接種を通じて受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えることで、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることを目的とする。

(1) ワクチン

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、新型インフルエンザ発生前に鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスで製造したプレパンデミックワクチンと発生後に発生した新型インフルエンザウイルスで製造するパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

プレパンデミックワクチンは、国において、製造元となるウイルス株や製造時期が異なるワクチンが製造・備蓄されており、一部が事前製剤化されている。

パンデミックワクチンは、国において新型インフルエンザ発生後、ワクチン製造用のウイルス株が決定されてから6か月以内に全国民分のワクチンを国内で製造する体制を整備するよう研究・開発が行われている。国内の生産体制が構築されるまでは海外からの輸入が想定されている。

ワクチンの供給については、国がワクチン製造販売業者・販売業者および卸業者や都道府県と連携して行う。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条にもとづき、「医療の提供ならびに国民生活および国民経済の安定を確保するため」に登録事業者等に対して行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

特定接種における、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項については、政府対策本部において、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性にかかる基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に判断し、国の基本的対処方針で示される。

なお、市が実施主体となる場合は、予防接種法第6条第1項の規定を根拠とし、市職員等を対象として実施する。

ア 特定接種の対象者

特措法の規定により、特定接種の対象者を以下に示す。なお、特定接種の対象者のうち、③については、市が実施主体となり特定接種を行う。

- ①「医療の提供の業務」又は「国民生活および国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）。
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員。
- ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員。

イ 特定接種の方法

特定接種は、原則として集団的接種にて行う。

(3) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条にもとづき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）にもとづく接種を行うこととなる。

市が実施主体となり、原則集団的接種により接種を行う。

住民接種に際し、その在り方については、政府対策本部において、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性にかかる基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国

民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し、国の基本的対処方針で示される。

なお、国および都は、予防接種を行うために必要と認める場合には、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示を行う。

(参考4 予防接種法第6条第1項と予防接種法第6条第3項の違い)

公的関与の度合い

		努力義務	勸奨	接種費用の自己負担	健康被害の救済措置
高	臨時接種	○	○ (接種を受けるよう勧める)	なし	予防接種法による救済
低	新臨時接種	×	○ (接種を受けるよう勧める)	あり 経済的困窮者を除き 実費徴収可能	予防接種法による救済

(参考5 住民接種の接種順位に関する基本的考え方)

①パンデミックワクチンの接種対象者は全国民であるが、研究開発を進めている細胞培養技術が確立したとしても、パンデミックワクチンの供給の開始から全国民分の供給までには一定の期間を要することが予想される。そのため、未発生期に、新型インフルエンザ等の発生後の状況に応じてパンデミックワクチンの接種順位を決定する際の基本的な考え方を整理し、それを踏まえて政府対策本部で的確かつ迅速に決定し得るようにしておく。

②特定接種が行われない場合、まず、新型インフルエンザ等の患者の診療に直接従事する医療従事者から接種する。

③特定接種の対象となる者および特定接種が行われない場合に先行的な接種の対象となる医療従事者以外の接種順位について、以下のとおりあらかじめ整理された接種の範囲・順位にかかる考え方を基に、重症化しやすい者等、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において決定する。

④住民接種の対象者については、以下の4群に分類する。

a 医学的ハイリスク者

i 基礎疾患を有する者

基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成21年のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状を踏まえ、発生時に基準を示す。

ii 妊婦

b 小児(1歳未満の小児の保護者および身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)

c 成人・若年者

d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以

上の者)

⑤接種順位については、政府行動計画に示したように新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がされている場合、国民生活および国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方（重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方）もあることから、こうした考え方を踏まえ判断する。

出典：新型インフルエンザ等対策ガイドライン「V予防接種に関するガイドライン」
（新型インフルエンザ等および鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）

6 医療

新型インフルエンザ等による市民の健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にするため、各期における医療の提供は不可欠な要素である。しかし、新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数等の大幅な増大が予測される。このため、限りある地域における医療資源（医療従事者、病床数等）を有効活用し、流行状況に応じた医療体制を整備する必要がある。

そのため、未発生期から都や医療関係機関等との連携・協力のもと、医療資源の効果的・効率的な活用のための体制をあらかじめ検討し整備しておく。

（1）医療体制の整備等

市は、未発生期より地域の医療関係機関や薬局、消防等の関係者と連携し、市の実情に応じた医療体制の整備を推進する。また、都が実施する、感染症地域医療体制ブロック協議会へ参加し、感染症指定医療機関を含めた、2次保健医療圏における医療確保計画の作成に参画するなど、医療体制の整備の推進を図る。

医療確保計画の策定における検討の中では、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定や、小児・重症患者受入可能医療機関の確保に関し検討することがあげられる。

さらに、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

一般医療機関においても、新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画の作成に努め、感染症の患者とそれ以外の患者との接触を避ける工夫や、医療従事者の感染防護に必要な資器材の準備など、個々の医療機関における院内感染防止対策を検討しておく。

（2）新型インフルエンザ等の発生時における対応

新型インフルエンザ等の発生時には、都と統一的な基準に沿って医療機関に対応し、保健所において相談センターを設置し、市民からの電話による相談の実施、患者の振り分けなどを行う。

海外発生期から都内発生早期までにおいては、感染拡大を抑制する対策がもっとも有効であるため、都が指定している感染症診療協力医療機関は、都の要請にもとづき、新型インフルエンザが疑われる患者を診察し、ウイルス検査の結果が判明するまでの経過観察を行う「新型インフルエンザ

専門外来」(未公開)を設置する。

この新型インフルエンザ専門外来については、市の地理的実情や必要性に応じ、都が指定する感染症診療協力医療機関の他に、市独自で設置することや市外医療機関での対応ができるかなどを検討していく。

新型インフルエンザ等の発生に伴う具体的な対応としては、相談センターから振り分けられた新型インフルエンザ等のり患が疑われる患者を、市内の感染症診療協力医療機関において設置した「新型インフルエンザ専門外来」で診察する。

採取した患者の検体は保健所により東京都健康安全研究センターおよび国立感染症研究所に運ばれ、ウイルス検査が行われる。検査結果が判明するまでの間は、感染症診療協力医療機関にて経過観察を行う。検査結果が陽性の患者(症例定義上の疑似症を含む)は、感染症法にもとづき、重症度にかかわらず感染症指定医療機関で入院治療を行う。検査の結果、陰性と判明した患者については、感染症診療協力医療機関において、重症度によって、一般病院への入院又は自宅療養の判断を行う。

都内感染期においては、特別な医療体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。そのため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さず、直接受診に訪れることとなり、また、入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、全ての一般入院医療機関において受け入れることとなる。

一般医療機関での診察が始まる時期については、外来受入体制や、訪問診療・看護の強化など、休日・時間外等を含めた手厚い医療体制を提供できるよう対策を検討しておく。

また、都と連携し、患者が増加した場合に備えて医療機関における使用可能な病床数および人工呼吸器等の使用状況等の調査を受け、感染期の病床確保に努める。

市は、国又は都において決定される発生段階の移行に関する情報収集を行い、迅速に情報提供するとともに、また、発生段階に応じた医療機関の役割分担について市民をはじめ関係機関に周知する。

(3) 臨時の医療施設等

新型インフルエンザ等の感染拡大により、医療機関が不足し医療提供に支障が生ずると認められる場合には、特措法第48条の規定にもとづき、都が臨時の医療施設を設置開設する。

○図5 発生段階ごとの医療提供体制

		未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期
						通常院内体制	院内体制強化	緊急体制	
医療体制	外来		新型インフルエンザ専門外来 (ウイルス検査実施) 陽性(+) 陰性(-)			すべての医療機関が対応 (基本はかかりつけ医)			
	入院		感染症指定医療機関	一般医療機関への入院または自宅療養	・小児、重症患者受入可能医療機関の確保 ・備蓄医薬品の放出 ・特段の措置の要請 ・臨時の医療施設の活用				

7 市民生活および市民経済の安定の確保

国は、「国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。」と想定している。

これらに伴い、社会的な影響があり、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、社会・経済機能に与える影響が最小限となるよう、市、医療機関、事業者および市民は、それぞれの役割に応じ、発生前から十分な準備を行い、互いに協力し、新型インフルエンザ等がもたらす危機を乗り越えることが重要である。

（1）社会的弱者への生活支援

新型インフルエンザ等の流行により生産、物流の停滞等により、食料品・生活必需品等の入手が困難になる可能性もある。そのため、新型インフルエンザ等対策においては、孤立化し、生活に支障をきたす恐れがある世帯（高齢者世帯、障害者世帯）への具体的な支援体制の整備が求められている。

市は、対象世帯を把握すると共に、都内感染期において、必要な生活支援等ができるよう必要な物資の確保や搬送方法をあらかじめ検討する。

また、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える連絡体制を構築する。

（2）遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、市が発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるよう体制を整備する。

また、火葬場の事業者に必要な限り火葬炉を稼働するよう要請する。

火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体安置所の設置、運用を行う。

特措法第56条第3項の規定にもとづき、東京都知事から市長に対し通知がなされた場合には、政令の定めるところにより、埋葬および火葬の実施に関する事務の一部を行う。

（3）市民生活の安定の確保

・個人備蓄について

新型インフルエンザ等が海外で流行した場合、様々な物資の輸入の減少、停止が予想され、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、食料品・生活必需品等の生産、物流に影響が出ることも予想される。

このため、市民に対し、食料品・生活必需品等の購入に当たって、買占めを行わないよう、消費者としての適切な行動についても普及啓発する。

・物資および資材の安定の確保

国の緊急事態宣言が行われた場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するうえで、市の備蓄する物資又は資材が不足し、的確かつ迅速な対応が困難であると認められる場合には、都知事に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

・ごみの排出抑制

新型インフルエンザ等の発生時においては、ごみ処理能力の機能低下などにより平常時のごみ処理能力の維持が困難になる場合が想定される。市は、ごみの収集回数やごみ処理の状況を把握し、必要に応じて市民および事業者に対し、ごみの排出抑制への協力を要請する。

・行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模震災発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かりやすく周知するとともに、必要に応じて同様の措置を実施する。

(4) 市役所機能の維持

・事業継続計画の整備および職員の感染予防等

新型インフルエンザ等の発生時に備え、市における各種事業の継続ができるよう、BCP（事業継続計画）の整備・見直しや職員に対する感染予防策の徹底を図る。

また、新型インフルエンザ等対策の実施において、マスク、個人防護具やその他必要な物資および資材の備蓄等や、施設および設備の整備等を行う。

・市役所機能の維持および市庁舎等における感染拡大防止

新型インフルエンザ等が発生した場合には、限られた人員で市政を継続するため、あらかじめ策定した BCP（事業継続計画）にもとづき、平常時における訓練や研修を通じて準備を進めておく必要がある。

特に、感染拡大防止に直結する業務やライフライン機能である、ごみ処理事業および下水道事業については要員を確保するなど、庁内の応援体制を整備し、業務を継続する。

また、市庁舎等における感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等が発生した場合には、庁舎の入口に「感染予防に関する周知」やトイレに「手洗い方法」を掲示するなど感染拡大防止に努める。

・職員の健康管理

市職員は、手洗いの徹底などの感染予防対策の励行と自己の健康管理に十分留意する。

発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状がある場合には、他者への感染を防止するため、マスク着用、咳エチケットを徹底するとともに、速やかに医療機関を受診し、職場への連絡を遅滞なく行った上で、療養に専念し、出勤を自粛する。

このため、全職員に対し感染予防を周知するとともに、所属長としての留意事項等を通知する。こうした取組を通じ、職員の欠勤率をできるだけ減少させ、業務遂行に支障がないようにする。